

技 第 5 6 9 号
建 不 第 1 2 3 1 号
令 和 3 年 1 月 1 4 日

各建設業関係団体の長 様

千葉県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年1月13日)に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、令和3年1月13日付け事務連絡で国土交通省土地・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、参考に送付いたします。

なお、本県の対応は、令和3年1月8日付け技第558号及び建不第1213号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について(通知)」のとおりとなります。

千葉県県土整備部技術管理課
企画調整班 043-223-3235

千葉県県土整備部建設・不動産業課
契約・審査班 043-223-3116